

## 第2回名古屋市国民保護協議会における委員からのご意見等

第2回名古屋市国民保護協議会におきまして、委員の皆様からありましたご意見及びそのご意見に対する市の考えは、以下の通りとなっております(発言順)。

… 出席委員 …

### 【鈴木由紀子委員】

平成18年4月から、民生委員制度創設90周年記念事業全国一斉活動として「災害時一人も見逃さない運動」がスタートした。高齢者、障害者、子育て家庭などの要援護者に対し、日常的な見守り、生活支援をしていく中で、いざという時に向けて必要な整備を行っていくことが大切だと考えている。

これには、地域住民や関係機関との連携が重要なことであり、私たち民生委員・児童委員は、「委員自らの安全確保についての話し合い」「課題の協議」「組織の強化」「ネットワーク作り」などといった事項に取り組んでいきたいと考えている。

それにあたり、まずは、守秘義務などにも考慮しつつ、高齢者、障害者等の要援護者、ボランティアなどとコミュニケーションを図り、区政協力委員を始めとする地域住民の皆様の理解を得ながら、身近な地域におけるマップ作りや連絡網作りといった事項に取り組んでいきたいと考えている。

### 《市の考え》

高齢者や障害者といった要避難援護者への対応は、地震や風水害においても重要な事項となっています。地域の中で、どのような人がどこにいるのかを把握し、それらの人たちを誰が助けるのかといったことについて、一部地域において、その仕組みづくりに取り組んでいる地域があります。市としては、それらの取組みを紹介していきたいと考えています。

武力攻撃災害においても、自力避難困難者対策は重要な事項であり、地震や風水害の場合と同様に取り組んでいきたいと考えています。

### 【愛知県防災局長】

第1章「総則」の第4節「国民保護措置の実施に関し特に配慮する事項」の記載中に、関係機関の連携に関する記載がない。第2章「備え」や第3章「国民保護措置の実施」の記載の中にはあるが、国民保護措置において、関係機関との連携の確保は重要な事項であり、総則において記載すべきではないか。

### 《市の考え》

「関係機関の連携」について、特に配慮する事項として、計画中に記載します。

### 【浜谷英博委員①】

計画中に詳細な記述が多い。国民保護計画は計画論的に言えば基本計画である。そのため、運用マニュアルを作らなくては実効性に欠けることになる。今後、運用マニュアルを作成するなら

ば、詳細な記述は運用マニュアルに送り、計画はもう少しすっきりとしておいたほうが良いとも考えられる。そのような意味も含め、今後の運用マニュアルの作成について、どのように考えているのかお聞きしたい。

#### 《市の考え》

計画をお認めいただいた後に、その計画の内容を実行できるよう、局レベルでのマニュアル作成を予定しています。そのため、国民保護計画は、各局がマニュアルを作成するための指針であると考えており、計画中に方向性が見えてくるようなものにしていくべきと考えています。また、市民の皆様に影響する部分につきましては、計画中に記載していきたいと考えており、各措置の方向性を含めた分かりやすい計画とするよう努めてきた結果、現在の計画素案となったものです。

#### 【浜谷英博委員②】

計画の内容には、迅速な対応を求められるものが多くある。そのため、市の職員の危機管理対応能力が求められることになるが、職員の危機管理能力向上のための研修や講習あるいは資格の取得といった計画があるのかどうかお聞きしたい。また、そのような研修や講習は、職員に限らず、地域住民のリーダーやボランティア、自主防災組織の構成員についても必要となってくる。そのような人々への普及啓発や研修などについてもあわせてお聞きしたい。

#### 《市の考え》

市の職員に対する研修につきましては重要な要素であると考えています。市における研修につきましては、どのような層の職員にどのような研修を行っていくのかが決まっていますが、危機管理につきましては決まっておられません。今後、研修の担当部局とともに、検討していかなければならない事項であると考えています。

資格につきましては、現時点では、特段何もありません。

自主防災組織につきましては、昭和50年代から続いており、自治会・町内会を単位とし、現在、ほぼ100%整備されているという状況となっています。自主防災組織につきましては、消防署や区役所を通じてリーダー研修や意識啓発に取り組んでいます。国民保護についての意識啓発も、今後の重要な要素であると考えております。

#### 【浜谷英博委員③】

避難の仕組みの説明を聞いたが、武力攻撃の場合、避難が広域になることも考えられる。その点について、名古屋市における隣接市町村との連携に関する取組みや協力体制の構築についての取組みについて、現時点での状況をお聞きしたい。

#### 《市の考え》

隣接市町村との連携は重要な取組みであると考えていますが、9県1市というような、もう少し広範囲な自治体の会議などもあります。220万人の避難となれば、相当大規模な避難となります。そのような避難について検討していく場合などは、まず、9県1市などの会議において検討していかなければならないと考えています。

【松本佐保委員①】

避難施設について、地震や津波などの自然災害の場合に使用する避難施設があるのであれば、事態の違いはあれ、それらの避難施設を、武力攻撃災害においても使用することができるのではないかと。仮に、適当な避難施設がない場合、避難施設を新たに追加して建設していくことを考えているのか。

《市の考え》

武力攻撃事態等において使用する避難施設は、そのために建築するというよりは、ご指摘にもありましたように、現在ある施設の中で、堅牢な施設を使用していくことを考えています。

【松本佐保委員②】

国民保護措置を実施する体制には、準備体制、警戒体制、実施体制があるとお聞きした。このうちの実施体制について、武力攻撃事態又はテロなどの緊急対処事態においては、国からの指示により、市や県が対策本部などの必要な体制を整備するとされている。例えば、弾道ミサイル攻撃の場合など、対応に緊急性を要する事態において、国の指示を待っているだけの時間的な余裕があるのか。国の指示を待っている余裕がないような場合に、市や県のみで対応できる体制はあるのか。

《市の考え》

武力攻撃事態に至った場合は、原則として、国、県、市といった流れで必要な措置を実施していくこととなりますが、武力攻撃事態に至る前で、国や県からの指示を待っている間は時間的に間に合わない場合もあります。仮に、何らかの兆候を市が掴んだ場合などにおきましては、市から、必要な事項を県に申し述べていくこととなっています。また、災害が発生してしまった場合、その災害への対処は本市の重要な責務でもあります。その場合は、国や県からの指示の前においても、既存の法体系の中で、必要な措置を実施していくこととしています。

【矢野久子委員①】

医療の提供及び助産に関して、医療にあたる要員の被ばく管理や、バイオテロの際のコホーティング、日本で現実に発生したサリン事件における医療などは、普段の医療現場では経験することが少ない。それらに関する情報を、市は、具体的にどのように整理されていくのか、考えをお聞きしたい。

《市の考え》

NBC攻撃に伴い発生した災害への対処につきましては、計画素案におきましても、事故等によるNBC災害への対処の方法などを参考としながら、基本的な対応を整理するよう努めると記載しており、その記載を踏まえ、市役所において、基礎資料として整理していくことを検討していきます。

【矢野久子委員②】

バイオテロだけではなく、何らかの事態が発生した場合で集団生活が必要となる場合は、感染

症が発生することは容易に想像できる。関係機関との連携の確保という点において、人的リソースの確保をどうするのか。例えば、大学の医学部には感染症の専門家がいる。そのような人たちとも連携していく必要があるのではないかと考えている。

#### 《市の考え》

計画素案の記載に、NBC災害への対処に必要な情報を有する機関等のリストを、基礎資料として準備すると記載しています。現在は計画作成の段階ですが、計画の作成後、専門的な立場からご助言をいただくという意味で、その基礎資料に人的リソースについても加えていくことを検討していきます。

#### 【矢野久子委員③】

救援における、医薬品等の供給センターの設置について記載がある。医薬品を集中管理するための供給センターは、非常に役割が大きいと考えている。緊急時に、医薬品を必要とする人たちに一刻も早く必要な医薬品を供給するため、供給センターに配置された職員は、いろいろと判断しなければならない。その意味で、供給センターに配置する職員は、事前指定された職員であるのかどうかご確認したい。

#### 《市の考え》

供給センターへの原則的な職員の配置は、計画中、市職員及び薬剤師となっています。市職員は、個々に指定した職員ではなく、速やかに必要な職員を配置するといった観点から、参集した職員で対応することとしていますのでご理解ください。

#### 【佐藤久美委員】

外国語での情報提供について、外国人にも様々な立場の人たちがいる。国籍も違う。名古屋市には、今、約130カ国の外国人がいる。日本語の分かる人もいれば、日本語の分からない人もいる。計画中では、高齢者、障害者とあわせて外国人について記載されているが、外国の人たちへの情報提供については、どのような人にどのような情報をいかにして流していくのか、きちんと整理しておく必要がある。

計画中には、国際センターや外国公館、外国人関係団体などと連携を強化して伝達先や伝達方法を定めるとあるが、今後、具体的な方法について検討しなくてはならないことがたくさんあると思う。

阪神・淡路大震災のときには、約200人の外国人が亡くなった。例えば、近くのガスタンクが爆発するかもしれませんから避難しなさいと、行政により広報活動が行われていたが、日本語であったため内容が分からず自宅にいたという外国人がいた。その人は、もしあのガスタンクが爆発していたら、自分の命も危なかったと話していた。また、避難施設まで避難してきたが、情報提供が全て日本語であったため、外国人である自分は、その施設に入れてもらえないのではないかと考えた人もいたと聞いている。

緊急時にこそその地域の国際性が問われる。外国人への配慮もしっかりとお願いしたい。

… 欠席委員 …

**【池田桂子委員①】**

計画素案中、「自力避難が可能な者のための避難中継場所は、原則として、鉄道駅等及び要避難地域外から一定の距離内には設置しない」と記載されている。この記載は、自力避難が可能な者への避難中継場所の設置を前提としているかのようであり、自力避難困難者の避難誘導を中継するという避難中継場所設置の本来の趣旨からは唐突である。

《市の考え》

自力避難が可能な者の避難誘導を中継する避難中継場所は、要避難地域外又は鉄道駅等までの距離が遠い地区について設置するという例外的なものであり、その内容が伝わるよう修正します。

**【池田桂子委員②】**

96ページの(5)「市職員等の配置」について、地域との結びつきを考慮して消防団員の配置場所を考えているのであれば、記載の順序は、地域の結びつきの濃淡を踏まえ、②の学区内、③の区内、①の鉄道駅等の順で並べるべきでないか。

《市の考え》

ご指摘の通り修正します。

**【池田桂子委員③】**

厚生労働省の定める「救援の程度及び方法の基準」では必要な救援ができないときの特別基準の設定について、市長は、県知事を通じて、厚生労働大臣に対して意見を申し出ると記載されている。国民保護計画は、武力攻撃事態という緊急時に行う措置の計画であり、このような場合、直接、市長が厚生労働大臣に申し出るよう記載できないか。

この他にも、計画素案内に「県知事を通じて」との記載が見受けられるが、緊急性の高い要請等については、相手に直接要請等が行えるような記載にできないか。

《市の考え》

国民保護法や県国民保護計画における記載などを考慮しつつ、愛知県とも相談しながら、個別に検討していきます。

**【池田桂子委員④】**

計画素案中、「市長は、救援の実施ため必要があるとき、救援の実施に必要な物資であって、生産、販売、輸送などの業者が取り扱うもの(特定物資)について、所有者に売り渡しの要請ができる」とされている。また、「売り渡しを要請された業者が正当な理由なく応じない場合、その特定物資を収用する」とされている。さらに、「他に物資が流れてしまう恐れがある場合など、緊急に確保しておく必要がある場合、特定物資を取り扱う業者に対してその保管を命ずる」とされている。この特定物資の保管について、保管を命じた後の措置が不明確ではないか。特に、輸送中の特

定物資にあつては、別に所有者がいることも考えられることから、保管を命じた相手方のほかに、所有者に対する物資の売り渡しの要請が必要になることも考えられるのではないかと。

《市の考え》

計画素案の記載は保管を命じるところまでとなっています。特定物資の状況に応じ、所有者に対して物資の売渡しの要請を行う旨の記載を追加します。

#### 【池田桂子委員⑤】

救援の実施としての医療の提供は、保健所や市立病院などにおいて医療救護班を設置して医療を提供していくとされている。大規模な武力攻撃災害発生時など、公的な機関等のみでは医療の提供が不十分な場合、民間の医療機関や医療関係団体への医療救護班の設置の要請や指示を行うことも記載されている。

これらの記載を受けて、医療救護班の配置先が、鉄道駅等、避難中継場所、避難受入中継場所、長期避難住宅を除く受入避難施設規定されているが、別の記載では、「鉄道駅等や避難中継場所に、市職員としての医師及び看護師を配置する」とされている。整合性が取れているのか。

《市の考え》

避難誘導時における「鉄道駅等や避難中継場所」につきましては、市職員としての医師、看護師の配置を考えています。その旨が明確になるよう修正します。

#### 【池田桂子委員⑥】

救援としての「埋葬及び火葬」について、「遺族が武力攻撃災害の被災者であり、自力で火葬できないとして、その遺族から火葬の要請があった場合には、市は応急処理としての火葬を行う」と記載されている。

「自力で火葬できない者には市が火葬を行う」という記載は、「自力で火葬してもいい」と受け取られかねない。「自力」という表現は修正すべきではないかと。

《市の考え》

「自力で火葬できない」という記載を「必要な手続きを行えない」といったような趣旨の記載に修正します。

#### 【池田桂子委員⑦⑧】

武力攻撃災害を受けた住宅等の応急修理について、計画素案中、「武力攻撃災害により住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理することができない者が居住する住宅」に対しては、救援として、「住宅等の応急修理」を行うと記載されている。その場合の「半壊又は半焼」及び「自らの資力」についての判断基準はあるのか。なければ明確にしていく必要があるのではないかと。

この点については、障害物の除去についても同様である。

《市の考え》

防災の例なども参考にしつつ、同じく、名古屋市以外の救援の実施主体である愛知県など

とも相談しながら、運用段階での基準作成に努めていきます。

【池田桂子委員⑨】

学用品の給与に関する県知事への応援の求めについて、「市において就学できる学校がない者」と記載されているが、分かりやすい計画とするため、市において就学できない学校が特定されているのであればそれを明記すべきではないか。

《市の考え》

「市において就学できる学校がない者」の前に「聾学校、盲学校等」といった例示を追加で記載していくよう修正します。